

# 令和2年度

## 第11回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年2月5日(金)午前10時00分  
場所 豊後高田市役所高田庁舎  
本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 筒井正之委員 田中健市委員

### 事務局職員 5名

事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔  
市農業ブランド推進課 課長補佐 秋吉 賢一 主幹 寺谷 健司

### 会議に付した事件

- 議案第70号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第71号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第72号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第74号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第75号 非農地証明願について
- 議案第76号 農業振興地域整備計画の一部変更について
- 議案第77号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 議案第78号 令和3年度農作業標準賃金について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について
- (3) 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

それでは、第 11 回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 13 名で、委員全員の出席をいただいております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和 2 年度第 11 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、12 番：市成信正委員及び 13 番：和泉陣委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 70 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 70 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。

申請番号 66 番、所在が [ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が 15,762 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、渡人と受人は [ ] にあります。

申請番号 67 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は田、面積が 705 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 68 番、所在が [ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目は畑、合計面積が 3,738 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買する

ものであります。

申請番号 69 番、所在が ■■■ 字 ■■■■ 番で、地目は田、面積が 1,964 m<sup>2</sup>、渡人が ■■■■■ の ■■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 70 番、所在が ■■■ 字 ■■■■ 番で、地目は畑、面積が 990 m<sup>2</sup>、渡人が ■■■ の ■■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページからです。

申請番号 30 番、申請地は ■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■ で、地目は畑、面積が 181 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地であります。転用目的は駐車場用地であります。

申請地は ■■■■ から ■■■■ に入り、約 ■■■ k m 進んだ場所に位置し、東西を ■■■、南北を ■■■ に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は自宅に駐車場がないため、自宅横の申請地を譲り受け、駐車場用地として整備する計画であります。

盛土等を行わず現状のまま利用するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。また、建物ではないため日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透とする予定です。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他

法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費 [ ] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

1月21日に地元の農地利用最適化推進委員の秋成淳委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいております。

申請番号31番、申請地は、[ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積が2,208 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は第2種住居地域に該当します。転用目的は宅地分譲用地です。

[ ] に位置し、北を [ ]、東西を [ ]、南を [ ] に接しています。

転用者は [ ] の [ ] で、申請地を取得し [ ] 区画の分譲用宅地造成を計画しています。

約 [ ] cm盛土し整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。

周囲と同じ高さになるよう整地するため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は各区画から市道の側溝まで側溝を設置し排水し、生活雑排水は公共下水道に接続し排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、造成費で [ ] 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年9月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)の(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号32番、申請地は [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目が田です。合計面積は1,835 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途地域区分としては第2種中高層住居専用地域に該当します。転用の目的は資材置場用地です。

[ ] と [ ] の交差点から [ ] に約 [ ] m入った場所に位置し、周囲を [ ] 及び [ ] に接しています。

申請人は[ ]を営んでいる[ ]で、申請地を取得し、碎石や砂などの資材置場として利用する計画です。

隣接地と同じ高さまで約[m]盛土し整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。

境界は石積し整地するため、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

建物ではないため日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透とする予定です。

申請地の間に里道があるため、豊後高田市耕地林業課と里道の盛土に関する協議が行われています。

現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、造成費で[ ]円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

県道から申請地までの進入路の地権者からの通行同意書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は、許可することができる」に該当します。

申請番号33番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]で、地目は畑、面積が490㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。

申請地は[ ]から[ ]に入り約[m]の場所に位置し、北に[ ]、東に[ ]、南と西を[ ]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は[ ]の[ ]で、父から申請地の贈与を受け、建築面積[ ]㎡の[ ]住宅を建築する計画です。

盛土等を行わず、現状のまま、整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

境界から距離をとって建築するので、日照・通風には影響はないと考えられます。

雨水排水につきましては自然浸透とし、生活雑排水につきましては合併浄化槽で処理した後、東側の里道に塩化ビニルパイプを埋設し、地区が管理する排水路に放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費として [ ] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資可能証明書及び預金通帳の写しが添付されています。

里道に排水パイプを埋設する件について、豊後高田市の里道使用許可証の写しが添付されています。

また、[ ] 地区の排水路管理者から水路への排水について問題ない旨の意見書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号34番、申請地は [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆、地目が畑で、合計面積が9,285㎡の都市計画区域内にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地は [ ] から [ ] に約 [ ] kmの場所に位置し、周囲は北及び東側に [ ] と [ ]、西と南側を [ ] と [ ] に接しています。

転用者は [ ] で太陽光発電事業を行う [ ] です。

事業面積13,037.13㎡の内9,285㎡を太陽光発電施設用地として転用するもので、太陽光パネル [ ] 枚、パネル面積 [ ] ㎡、発電出力 [ ] kWの太陽光発電施設を設置する計画で、利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

建築物を設けないため、日照・通風の影響は認められません。また、盛土の予定はなく、表面を整地して利用する計画で、整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。

雨水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については南側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する計画です。

また、流量計算書が添付されており、土砂の流出や崩壊の恐れはなく周囲の農地に影響はないものと考えられます。

設置区域が5,000㎡以上であるため、豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第7条の届出書が豊後高田市に提出されています。

農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、その他法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

本件については、去る1月26日に役員会を開き、申請者同席の上、現地確認と事前審議を行っています。

転用に要する費用は [ ] 円であり、全額自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費に見合う金額の預金残高証明書が添付されています。

また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し及び九州電力株式会社からの工事費負担金の請求書の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和4年10月31日までを予定しており、転用行

	<p>為は確実に行われると判断できます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p> <p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことでありますが、ここで地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号30番につきましては、本日秋成推進委員が欠席ですが、先程事務局から報告のありました通り、委員からは転用について問題はないとの意見をいただいております。同じく現地確認をしていただきました12番：市成委員からも意見があればお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>12番： 市成委員</p>	<p>はい。先日、秋成推進委員と事務局で現地を確認しましたところ、なんら問題はありません。よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>永野次郎 推進委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号31番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>5番： 中野委員</p>	<p>去る1月21日、私と中野委員と事務局で現地を確認いたしました。問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>10番： 内田委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>10番： 内田委員</p>	<p>今、永野委員から申したとおりで私も問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>10番： 内田委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号32番につきまして、10番：内田委員から意見ををお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>10番： 内田委員</p>	<p>はい。現地の地目は田になっておりますけれども、ここ2、30年の間、耕作されておらず野生動物の住処となっているところでありまして、転用はむしろ望むところというふうに思います。問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号33番につきまして、筒井正之推進委員から意見を頂きたいと思います。</p>

筒井正之  
推進委員

はい。それでは 33 の申請番号につきまして、農業委員会の職員の方と 1 月 20 日に現地の確認を行いました。その結果、事務局の先程の説明のとおり、所有権の案件については特に問題のあるような点は認められませんでした。また、利用目的に対する関係者との協議も行っているようでありますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野利治委員からも意見があればお願いします。

3 番：  
河野委員

はい。今、筒井推進委員から言われたとおり、この件については特に問題ないと思います。そして里道の使用許可証も、先ほどの事務局の説明で出ているということでもありますので、一安心して、この件問題ありません。お願いします。

議 長

ありがとうございました。

次に、申請番号 34 番につきましては、3,000 m<sup>2</sup>以上の転用案件でありますので、去る 1 月 26 日に役員会を開催し事前審議を行いましたので、役員会の議長であります河野利治副会長から役員会の報告をお願いします。

河野利治  
副会長

はい、それでは、私から役員会の報告を行います。

本案件につきましては、3,000 m<sup>2</sup>以上の転用案件でありますので、去る 1 月 26 日に役員会を開催し、地元草地地区の農地利用最適化推進委員であります尾上慎一推進委員並びに申請者であります [ ] の関係者の出席を求めまして、現地確認並びに事前審査を行いました。

現地確認では、申請者から、特に土地の整地や雨水処理の方法等について説明があり、現在、現地は緩やかな傾斜の段々畑となっておりますが、それぞれの段をほぼフラットになるように整地することにより、雨水が一気に流れないようにし、さらに、それぞれの段の南側には流量計算に基づいた自然浸透式の側溝を整備して雨水を受けることにより、周辺への影響が出ないように設計しているとの説明を受けました。

引き続き開催しました役員会での審議の中で、委員から質疑が出されましたが、その主なものとして、申請地の隣接地には宅地があるが、住んでいる人の同意はとっているのかとの質問があり、申請者からは、隣接地には現在 1 軒が住んでいるが同意はもらっているとの回答がありました。

また、規模が大きい施設となるが、変電施設は設置するのかとの質問があり、申請者からは、低圧の施設であるため、変電施設は必要ないとの回答がありました。

また、パネルを置く場所の地面はどのようにするのかとの質問があり、申請者からは、地面をフラットに整地した後、クラッシャーランを敷き固め、1m幅のコンクリート架台を設置して、その上にパネルを設置することにし



ている。さらに、雨水の吸い上げと地盤の安定を図るため、地面にシロツメグサなどの牧草を播種して管理するとの回答がありました。

また、のり面はどうするのかとの質問があり、申請者からはのり面は赤土で固めるが、高さをすべて2 m以下に抑えるとの回答がありました。これに対して委員からは、特に市道が通る部分については、のり面がくずれて道路の通行に危険が生じないようにしてもらいたいとの意見がありました。

さらに、大きな施設でもあることから、今後、周辺の方などと何か問題が生じた際は迅速に対応してもらいたい、などの意見が出されました。

なお、本案件に関しまして、地元の尾上推進委員及び川野元委員からは、転用について特に問題はないとの意見をいただきました。

審議の結果、役員会の意見といたしましては、本案件は農地法の転用許可基準を満たしていると判断されますことから、「許可相当である」との意見に決しました。

以上で、役員会の審議結果の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

地元委員及び役員会の意見では転用に問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 72 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。

本議案は、**■**番：**■**委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定より、ここで**■**委員の退席をお願いします。

(**■**委員 退席)

議 長

それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 72 号、農用地利用集積計画の決定について議案書の 8 ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は所有権移転になります。

申請番号 8 番、所在が**■**字**■**番で、地目が田、面積が 1,089 m<sup>2</sup>、受人が**■**の**■**さんです。

本件は、令和 2 年 12 月に開催した第 9 回総会で渡し人から大分県農業農

議 長	<p>村振興公社に所有権移転する旨決定し、現在、大分県農業農村振興公社が所有している農地を、農地売買支援事業により地域の担い手へ売却するものです。以上であります。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>それでは、<span style="background-color: black; color: black;">      </span>委員の入室を許可します。</p> <p>(<span style="background-color: black; color: black;">      </span>委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第 73 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 23 ページです。</p> <p>事務局 議案第 73 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 23 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 89,028 m<sup>2</sup>、畑の面積が 27,269 m<sup>2</sup>の合計面積が 116,297 m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数 39 戸、利用権の設定等を受ける農家数 15 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 41,462 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 74,835 m<sup>2</sup>、所有権移転に係る面積 1,089 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>

た。

次に、議案第 74 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 74 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 24 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

最初に別紙の農用地貸付調書の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

借受者、                    さんに 23 件の合計面積が 45,336 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

3 ページで借受者、                    さんに 4 件の合計面積が 7,305 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

4 ページで借受者、                    さんに 3 件の合計面積が 6,545 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

5 ページで借受者、                    さんに 2 件の合計面積が 665 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

6 ページで借受者、                    さんに 4 件の合計面積が 3,917 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 75 号、非農地証明願についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第 75 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 25 ページからをご覧ください。

申請番号 23 番、所在が          字          番  外  筆で、地目は田、合計面積 614 m<sup>2</sup>、申請人は                    の          さんです。

申請の内容は、昭和 60 年以前から砂利が混じった表土に雑木が茂っており、平成 26 年に相続した後も農地として利用できなかったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり荒廃しており、非農地として認められると考えます。

申請番号 24 番、所在が ■ 字 ■ 番、地目は田で、面積 8.2 m<sup>2</sup>、申請人は ■ の ■ さんです。

申請の内容は、申請地及び隣接地について平成 11 年 12 月 28 日付けで農地法第 4 条の許可を受け、共同住宅用地として宅地に転用したが、申請地に係る地目変更登記が出来ていなかったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり進入路となっており、非農地として認められると考えます。

申請番号 25 番、所在が ■ 字 ■ 番で、地目は畑、面積 335 m<sup>2</sup>、申請人は ■ の ■ さんです。

申請の内容は、昭和 20 年以前から牛舎があつたが、現在、この牛舎を改修し農業用倉庫として利用しており、また空きスペースには物置を増設してしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

以上、提案します。

議長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号 23 番につきまして、田中健市推進委員から意見を願います。

田中健市  
推進委員

申請番号の 23 番、1 月 21 日に事務局の方と和泉委員と私で現地確認をしました。なんら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました 13 番：和泉委員からも意見があればお願いします。

13 番：  
和泉委員

はい。現地確認をしてまいりました。問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。

次に、申請番号 24 番につきまして、10 番：内田委員から意見を願います。

	ます。
10番： 内田委員	はい。1月26日、事務局と一緒に現地確認をしてきました。現場は進入路として確認しました。問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。 次に、申請番号25番につきまして、永野次郎推進委員から意見を申し上げます。
永野次郎 推進委員	去る1月21日、事務局と中野委員と私と一緒に現地を確認いたしました。問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5番： 中野委員	現地確認をいたしました。問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第76号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。
農業ブランド 推進課	農業ブランド推進課の寺谷と言います。よろしく申し上げます。 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、今回農業委員会に意見を求めるものでございます。 今回は、除外申出が6件、12筆であります。お手元の資料の「農用地利用計画変更理由書」によりご説明いたします。それでは、資料により説明を申

上げます。まず、一枚お開き下さい。農用地利用計画変更一覧表を基に、左上にあります箇所番号で説明いたします。

箇所番号1、**■**字**■**番地、地目は畑、面積は929㎡、申請者が**■**さん外**■**筆あります。こちらは前々回、非農地申請で除外をしているところでもあります。

箇所番号2、**■**字**■**番**■**、地目は田、面積は229㎡、申請者は**■**さん、こちらも非農地申請で除外が済んでおります。

箇所番号3、**■**字**■**番地、地目は畑、面積は668㎡、申請者は**■**さん外**■**で**■**筆になります。計**■**筆、こちらも非農地申請済みです。

箇所番号4、**■**字**■**番**■**、地目は田、面積は583㎡、申請者は**■**さん、こちらも非農地除外の申請済みです。計**■**筆になります。

箇所番号5、**■**字**■**番地、地目は田、面積は1,944㎡の内500㎡、申請者は**■**さん、こちらは一般住宅の建設をしたいとのことでの申請になります。箇所番号5番についてですが、ページ番号の16、17ページに図面を付けさせていただいております。

箇所番号6、**■**字**■**番地、地目は田、面積は2,377㎡の内500㎡、申請者は**■**さん、こちらの申請理由も一般住宅の建設用地です。こちらは18、19ページに字図と航空写真を付けさせていただいております。

本市の随時変更の日程は、年3回1・5・9月の各10日を締切りとして行っています。今回は1月締切り分で2月開催の農業振興地域整備促進協議会の意見聴取を行っているところでもあります。

農業委員会を始め各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申出の可否を決定し、県と協議を行います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。  
はい、内田委員。

10番：  
内田委員

箇所番号5番と6番は、農用地、田の内の500㎡を一般住宅建築用地にするということで、残りは当然農用地となると思いますがけれども、農用地と宅地との境界線は表示されないのでしょうか。あるいは、申請者はこの田の内のどこでも任意に、自由に500㎡をとっていいのか、その辺りのことを質問いたします。

議長

はい。農業ブランド推進課からお願いします。

農業ブランド  
推進課

はい。農業振興地域の除外の申請の段階で、例えば申請番号5番ですと、**■**番地という形で申請になっております。そのうち500㎡を切るという分筆線については、農業ブランド推進課にて除外ができた後に、農業委員会での転用申請になります。その際に、きちんと枝番ができた状態で当該部分の

<p>議 長</p>	<p>面積だけ除外申請するという形になりますので、この段階ではまだ内 500 m<sup>2</sup> という表記になっております。</p> <p>はい。いずれの 2 筆についても、除いた分は恐らく中山間地域の助成金をいただいていると思うのですけれども、返納にならないようによろしく願いします。</p>
<p>農業ブランド 推進課</p>	<p>申請番号 5 番は、中山間の直接支払制度の交付金を貰っておりますので、住宅を建設する際、切った面積分については返納の対象になります。申請番号 6 番については、中山間の直接支払制度については対象農用地として見ておりませんので、残った分については今後、中山間に逆に入ってくる可能性があります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。他にございませんか。無ければ、本案については「特に意見なし」と認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案については「特に意見なし」と認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 77 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。</p>
<p>農業ブランド 推進課</p>	<p>はい。認定農業者等の育成を担当しております農業ブランド推進課の秋吉と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>今回提案をさせていただく議案の内容といたしましては、市町村基本構想の一部変更という形になっております。今回の変更につきましては、皆様ご存知の通り、国におかれまして平成 2 年 3 月 31 日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、大分県においても農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更が現在行われたところであります。本市にとっても、県の基本方針の変更に伴いまして、豊後高田市の市町村基本構想の変更を 5 年に一度程度実施するというものとなっております。今回は、この 5 年に一度の変更に伴います変更という形の内容になっております。</p> <p>今回の主な改正内容は、一点目が、地域の他の産業従事者との均衡する生活を営むことができるような年間所得額の修正ということで、大分県の他の平均的な所得の改正が行われました。現在まで、豊後高田市では 400 万円という形で採っていたのですが、420 万円ということで今回変更が行われたことによる変更です。</p> <p>二点目が、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの基本指標というのが、先程言いました 400 万円から 420 万円に増加されたことによりまして、この経営指標等を若干変更する</p>

という内容であります。

三点目が、農用地利用集積円滑化事業等の項目の削除に伴う修正という内容であります。

、四点目が、一、二、三点目の内容以外で国の基本方針等が若干変更されましたので、今回の変更に伴いまして語句の修正等の変更を行うものであります。

以上の内容につきまして、農業経営基盤強化法第6条第4項の規定に基づきまして、この内容につきましては農業委員会で意見を聞くという形になっておりますので、そのことでの提案ということになっております。なお、農業委員の皆さまにおかれましては、この基本構想に伴います認定農業者の方がこの組織の大部分であるということでもありますことから、この基本構想につきまして慎重審議の上、意見をいただければというふうに思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。  
はい、3番：河野委員。

3番：  
河野委員

資料の赤色で書いてあるところが、前回と違って修正したということ  
でよいのかが一点と、それと、持続可能というか、SDG s の考え方が常にこ  
の中に流れてきているので、それは賛同する部分が多々あります。ただ、年  
間所得額の前回400万円ということ自体が、私たちの実情からするとかけ離  
れた数字で、いつ届くのかなというのが実際農業に携わる身としてはあった  
のですけれども、その目標が420万円となると、また私たちの現状とかけ離  
れた数字を目標に出されるというのは、従事者としては若干抵抗があるので  
すけれども、その辺りのお考えをお聞きしたいと思います。

議長

はい。農業ブランド推進課からお願いします。

農業ブランド  
推進課

はい。ご指摘のとおり、赤字のところは今回変更のあった内容の修正をし  
ているところです。よろしく申し上げます。

あともう一点が、年間所得額が400万円から420万円に変更になった部分  
に対してのことだと思のですが、今回、大分県での他産業の平均所得が全  
体的に向上したということを示されたというのが一番大きな部分で、  
大分県の基本方針自体も今まで400万円だったものが420万円ということで  
変更になりました。この件に関しましては、私どもも金額を上げる必要はな  
いのではないかとということで一度県の方に相談させていただいたのですけれ  
ども、であれば、豊後高田市での所得水準というか、サラリーマン並みの所  
得というのを示せる数値がありますかということと言われた際に、今までそ  
れを示す際のきちんとした数値は無く、県の平均所得を採用して対応させて  
いただいたという経過がございまして、豊後高田市で他のサラリーマン並み  
の所得の統計値というのが現状ありませんので、今回も他府県の方針に沿わ  
ざるを得ないということで、回答させていただきたいと思っております。よろしく



議 長	<p>お願いします。</p> <p>はい。その他ございませんか。無ければ、本案については「特に意見なし」と認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案については「特に意見なし」と認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 78 号、令和 3 年度農作業標準賃金についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第 78 号、令和 3 年度農作業標準賃金を定めたいので、意見を求めます。本案件につきましては、農地法第 52 条「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、貸借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と定められていることから行っているものです。</p> <p>別紙の令和 3 年度農作業標準賃金（案）をご覧ください。</p> <p>議案第 78 号関係の別紙、令和 3 年度農作業標準賃金（案）です。結論からいたしまして、去年と同額となっております。理由といたしましては、周辺各地の標準賃金を参考にいたしました。それから、大分県の最低賃金が 0.25%、時給にして 2 円の増加と微増です。軽油とガソリン価格の方も、昨年度からすると軽油の方が 8.56%の減、またガソリンの方も 7.69%の減となっていることから、昨年と同じ標準賃金として案を挙げさせていただきました。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今の提案について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>はい。内田委員。</p>
10 番： 内田委員	<p>以前から私は思っていたのですけれども、コンバインによる刈取作業で稲刈りと麦刈りがありますけれども、稲刈りに比べて麦刈りが非常に安いわけです。</p> <p>麦刈りの作業の方が楽であれば安いのは当然ですけれども、稲刈りと麦刈りを比較しましても、コンバインの速度とか、負荷とか、消費燃料とか、ほとんど大差はないと思います。むしろ麦刈りは、畑に畦があつたりして非常に作業がしにくい、あるいは 5 月、6 月の暑い盛りに作業を強いられる、それから、麦の何と言いますか、イガイガが飛んできて非常に作業が困難ということを見ると、むしろ麦刈りの方が高くてもいいのではないかというふうに以前から思っておりました。</p> <p>周辺の都市の状況を見ましたら、宇佐市、中津市、国東市は、それぞれ稲刈りの賃金が高いのですけれども、杵築市を見てみると、稲刈りよりも麦刈</p>

議 長	<p>りの方が高くなっております。私はこれが本当なのではないかなと思いますので、私の意見として述べさせてもらいました。</p>
事務局	<p>はい、事務局。恐らく製品の価値観なども天秤にかけるのではないかとと思うのですが、何か算出の基礎があればお願いします。</p>
議 長	<p>稲刈りと麦刈りの金額の差については、今まで特に検討したことがなく、そういった意見もあるということで他の委員の皆さま方の意見を聞かせていただけたらと思います。</p>
3番： 河野委員	<p>はい。河野委員。</p> <p>私の考えなのですが、農作業を受託する立場と委託する立場で考えると、稲刈りというのは、標準は離脱式コンバインで刈り取る。麦刈りというのが、先程内田委員が言っていた、稲刈りと同じ旧以前の離脱式コンバインを使用して麦刈りを行うというのはかなり大変な部分があるのですが、今の汎用コンバインを使うとなると、この資料に出てきている大豆、そばも従来のコンバインでは借りにくいのですが、麦に関しては、汎用コンバイン、離脱式コンバインともに使うことができるとなると、この辺りで若干、労力とか賃金のことを考えてもいいのではないかと。離脱式なら時間がかかりますが、汎用なら早めに終わります。一反あたりの賃金で考えると、稲刈りと麦刈りは機械の差で違ってくるのではないかなというのが私の思うところであります。</p>
議 長	<p>はい。他に稲刈りを賃貸している方、川野元委員など意見はございませんか。</p>
4番： 川野元委員	<p>はい。私の感覚で言いますと、麦刈りは稲刈りに比べて楽に刈れている状況です。ただ、機械の痛み方を考えた場合は、麦の方が機械に与える負荷が大きいため、あまり麦を刈りに行きたくはありません。</p>
議 長	<p>隣の中野委員。</p>
5番： 中野委員	<p>私のところも、大豆、そば等については請負をお願いしているのですが、内田委員が言ったように大変難しいところと思うのですが、汎用コンバインで麦を刈れば時間的にもロスが少ないというようなことで、この辺り、大変難しいところと思うのですが、</p>
議 長	<p>河野孝也委員は何かありませんか。</p>
7番： 河野委員	<p>私のところも賃借りはしたことがあるのですが、やはり麦を刈る時は汎用コンバインで刈っています。先ほど話のありましたように、汎用だと早く刈</p>

	<p>れるし、賃金表を見た場合、稲よりは安くてもいいのではないかなと思って おります。</p> <p>以前から単収の関係で、コンバインの刈り取りは、稲、麦、大豆、そば、 それぞれ違うのですけれども、単収の収益によって刈り賃を定めたのではな いかと思っております。</p> <p>総合いたしますと、いかがいたしましょうか。</p>
<p>議 長</p> <p>10 番： 内田委員</p> <p>8 番： 野間委員</p>	<p>はい。意見を頂ければと思いましたので、この通りで特に不満はありませ ん。</p> <p>私は最近小麦を作っていませんけれども、コンバインの痛みというのはど うしても麦の方が激しいので、検討できるのであれば、若干賃金を上げるの か、このままでいいのか、検討してみたいはかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番： 神田委員</p>	<p>この案でいくか、麦刈りについては、野間委員が言われたように検討して みるかということでもありますけれども、いかがいたしましょうか。</p> <p>現状でいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。今年一年は現状でいくということで、ご意見、ご質問のある方はご ざいませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、今年は今現状でいきたいと思えます。また来年は、審 議を掲げていただければと思えます。原案のとおり決定することにご異議ご ざいませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事 務局から報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次の とおり通知がありましたので報告します。30 ページになります。</p> <p>届出番号 23 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 外 ■■ 筆、地目が田で、合計 面積が 7,892 m<sup>2</sup>で、貸人が ■■■ の ■■■ さんで、借人が ■■■ の ■■■ さん です。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。</p>

届出番号 24 番、所在が■■■字■■■番■■■で、地目が田、面積が 705 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■です。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。以上、報告します。

議 長

この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、次に、報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（2）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。31ページになります。報告のありました農地所有適格法人は、■■■■株式会社であります。内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上であります。

議 長

この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

はい。野間委員。

8 番：  
野間委員

はい。事務局で受付をした際のことを伺いたいと思います。売上関係について今回0となっておりますが、これは報告が遅れて0なのか、今年が0なのか、また、農畜産名の桑の葉ですが、これは桑の葉を作るのか、また蚕を飼うのか、主たる目的がないと思うので、分かる範囲でいいので教えていただければと思います。

議 長

はい。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。報告がありまして、■■■■株式会社さんは桑の葉茶の原料となる桑の葉を出荷しております。しかしながら、出荷先からの売上金が未払いとなっているということで、売上金が0になっております。農業の生産としては行っており、お茶の葉も出荷はしているのですが、売買代金の未払いということで売上が0です。以上です。

8 番：  
野間委員

はい、わかりました。それではこれは蚕を飼っているのではなく、葉の方を売っているんですね。

議 長

はい。他にございませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、次に、報告事項（3）農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（3）、農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供についてです。議案第 78 条でもご説明しましたが、農地法第 52 条に「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、貸借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と定められていることから、令和 2 年 1 月から 12 月までに締結及び公告された賃借における 10 a 当たりの賃借料水準について報告します。

田につきましては、基盤整備地域と未整備地域、畑につきましては、干拓地域の賃借料水準を 32 ページに記載していますのでご確認ください。以上です。

議 長

この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。これをもちまして、令和 2 年度豊後高田市農業委員会第 11 回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前 11 時 12 分  
令和 3 年 2 月 5 日